

〔沿革〕	昭和58年4月例規（警）第11号	昭和59年3月例規（鑑）第3号
	昭和59年4月例規（警）第6号	昭和60年3月例規（警）第9号
	昭和61年3月例規（警）第3号	昭和62年3月例規（警）第2号
	昭和62年5月例規（警）第12号	平成元年5月例規（警）第17号
	平成3年6月例規（警）第20号	平成4年4月例規（警）第12号
	平成5年3月例規（警）第3号	平成6年3月例規（警）第4号
	平成7年3月例規（警）第13号	平成8年3月例規（警）第13号
	平成10年3月例規（警）第11号	平成16年3月例規（警）第21号
	平成17年3月例規（警）第22号	平成18年3月例規（警）第10号
	平成22年3月例規（警）第12号	平成24年3月例規（警）第17号
		各部長・参事官・所属長

別添のとおり「機動鑑識班運営要綱」を制定し7月1日から実施することとしたので効果的運用に努められたい。

なお、「鑑識機動班運営要綱の制定について」（昭和41年例規（刑）第13号）は廃止する。  
別添

機動鑑識班運営要綱

第1 目的

この要綱は、鑑識課機動鑑識班（以下「機動鑑識班」という。）の任務、編成、勤務方法及び運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義の引例

本要綱の用語の意義は、千葉県警察の緊急配備に関する訓令（平成8年本部訓令第2号）第3条に定めるところによる。

第3 任務

機動鑑識班の任務は次のとおりとする。

- 1 重要又は特異な事件（以下「対象事件」という。）の発生に際して行う現場鑑識活動
- 2 前号のほか、現場臨検を必要とする事件の発生に際し、担当区域内警察署長の要請及び自主臨場により行う現場鑑識活動
- 3 その他鑑識課長の特命により行う鑑識活動

第4 編成

機動鑑識班に班長及び班員（以下「班員」という。）をおき、その編成は鑑識課長が別に定めるものとする。

第5 名称、所在地及び活動区域

機動鑑識班の名称、活動拠点の所在地及び活動区域は次のとおりとする。

名称	所在地	活動区域
千葉方面機動鑑識班	千葉市	千葉中央署、千葉東署、千葉西署、千葉南署、千葉北署及び市原署の管内
船橋方面機動鑑識班	習志野市	習志野署、八千代署、船橋署、船橋東署、鎌ヶ谷署、市川署、行徳署及び浦安署の管内
東葛方面機動鑑識班	流山市	松戸署、松戸東署、野田署、柏署、流山署及び我孫子署の管内
君津方面機動鑑識班	君津市	木更津署、君津署、富津署及び館山署の管内
成田方面機動鑑識班	成田市	佐倉署、四街道署、成田署、成田国際空港署、印西署、香取署及び銚子署の管内

東金方面機動鑑識班	東金市	旭署、匝瑳署、山武署、東金署、茂原署及びいすみ署の管内
-----------	-----	-----------------------------

第6 削除

第7 勤務計画

鑑識課長は、毎月25日までに翌月分の勤務計画をたて、班員に示すものとする。ただし、犯罪情勢の変化等により適宜これを変更することができる。

第8 勤務方法

班員の勤務方法は次のとおりとする。

1 通常出動

活動区域内の要臨場事件について、要請又は自主的に出動して行う現場鑑識活動

2 緊急出動

待機休憩中等において、対象事件が発生した場合、直ちに活動して行う現場鑑識活動

3 特命勤務

集中的な鑑識を必要とする事件等について、鑑識課長の特命により出動して行う鑑識活動

4 待機勤務

事案発生に際し、即時出動できる体制を整え所定の場所で行う待機

第9 休憩

休憩は、原則として活動拠点の休憩室で行うものとする。

第10 勤務交替

勤務交替は、班長の掌握のもとに確実に行わなければならない。

第11 指揮

1 通常出動及び緊急出動した場合の機動鑑識班の指揮は、原則として当該事件の所轄署長が行うものとする。

2 特命により出動した機動鑑識班の指揮は、鑑識課長が行うものとする。

第12 相互協力

班員は、勤務の全般を通じ、機動捜査隊及び関係警察署等と緊密な連絡をとり、相互に協力しなければならない。

第13 引継ぎ

班員は、採取した資料等を関係書類とともに、速やかに所轄署長に引継ぐものとする。

第14 報告

班員は、勤務終了後、勤務結果を次により鑑識課長に報告するものとする。

1 出動表 (別記様式第1号)

2 勤務表 (別記様式第2号)

3 出動記録簿 (別記様式第3号)

4 勤務日誌 (別記様式第4号)

以下様式省略